

市内店舗で構成する団体等が主体的に取り組む事業を応援します！

中心市街地おもてなし支援事業

市内事業者が、中心市街地活性化を目的として、本市ふるさと大使 熊谷喜八氏の監修により、地元食材を活用した市のPRメニューを開発・提供することで、誘客促進を図る事業費の一部を補助します。

認定申請期間

令和8年4月1日(水)～4月24日(金)

補助対象期間

補助金の交付決定日 ～ 令和9年3月31日(水)

対象者

市内5店舗以上、かつ、中心市街地内3店舗以上で構成する団体又はグループ

対象の取組

《事業スキーム・補助内容》



補助対象事業者
※市内5事業者以上(うち
中心市街地の3事業者
以上)で構成する団体



三原市

《事業イメージ》



メニュー開発



店舗での提供

補助対象事業の実施に要する経費のうち、以下の費用を除いた経費

■補助対象者及び申請団体の基礎的な運営経費(事務所経費等)、人件費及び商品の仕入れ等に係る経費

※補助金の交付決定前の経費及び令和9年3月31日以降の経費は含みません

補助対象経費

補助率

補助限度額

取組内容	対象経費	補助率	補助限度額
新メニュー開発 ブランディング	新メニュー開発費(食材費、備品費、 助言・技術指導等に係る費用等)	3/4	1,500千円
広報・情報発信	チラシ・看板(幟)・デザイン制作費、 広報イベント費(マルシェ等)		

必要書類

- (1) 補助金認定申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 団体等の概要書(様式4号)
- (5) 事業者及び営業箇所一覧(様式第4号別紙)
- (6) 同意書兼誓約書(様式第5号)

申請方法

原則として持参での申請を受け付けます。

※要事前相談

申請の流れ

(1) 補助事業認定申請書を提出
(2) 審査により、補助事業認定事業者を決定
(3) 補助事業認定事業者は、補助金交付申請書を提出
(4) 補助金の交付を決定
(5) 事業完了後、30日以内(年度内)に実績報告書を提出
(6) 補助金の額を確定
(7) 口座振込にて補助金を交付 ※(4)交付決定後に補助金を概算払することも可能

審査基準

- (1) 市内5事業者以上で、かつ、中心市街地内の3事業者以上で構成する団体であるか。
- (2) 事業内容が、中心市街地活性化を目的として、市PRメニューの開発・提供により、誘客促進に繋げようとする事業であるか。
- (3) 補助対象外経費が含まれないなど、費用額の算出が適当であるか。
- (4) 補助金額に対し費用対効果が十分であるか。
- (5) 補助金が、団体等又は団体等を構成する事業者の事業維持に当たっての運転資金として活用するものでないこと。
- (6) その他、補助事業として認めるにあたり、大きな支障となる事項はないか。

申請・お問い合わせ先

〒723-8601
三原市港町三丁目5番1号
三原市役所 商工振興課(本庁3階 ④窓口)
☎0848-67-6072



詳細・様式ダウンロードはこちらから(市HPへアクセスします)